

## アニコム損保 しつけ・健康相談サービス規約

2008年4月1日制定

### 第1条（目的等）

1. 本規約は、アニコム損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社のペット保険の契約者および被保険者（以下「契約者等」といいます。）に対して、保険証券記載の家庭動物（以下「家庭動物」といいます。）に関するしつけ・健康相談を行うサービス（以下「しつけ・健康相談」といいます。）の利用等に関する定めです。
2. 契約者等は、本規約を承認の上、しつけ・健康相談の提供を受けることができます。

### 第2条（しつけ・健康相談の内容）

1. 契約者等は、当社または当社が提携する会社（以下「提携会社」といいます。）から、次のしつけ・健康相談サービスを受けることができます。
  - （1）家庭動物のしつけに関する電話相談
  - （2）家庭動物の健康に関する電話相談
2. しつけ・健康相談は、電話によって、当社もしくは提携会社の獣医師または専門のスタッフが一般的なアドバイスを行い、契約者等の手助けを行うものです。

### 第3条（しつけ・健康相談の利用条件）

1. 当社のしつけ・健康相談の提供を受けることができるのは、当社のペット保険の契約者および被保険者に限ります。
2. しつけ・健康相談の利用可能地域は日本国内とします。
3. 以下のいずれかに該当する場合は、しつけ・健康相談の提供を受けることができません。
  - （1）当社のペット保険の契約を解約しまたは解除されたとき。
  - （2）当社のペット保険の契約が無効または失効となったとき。
  - （3）その他、しつけ・健康相談の利用方法等が不適切であると当社または提携会社が判断したとき。

### 第4条（利用方法）

契約者等は、しつけ・健康相談の提供を受けるにあたり、当社が指定する受付センターへ電話により、証券番号、契約者名、登録された契約者電話番号等を通知するものとします。

### 第5条（遵守事項）

契約者等は、本規約に基づく権利を第三者へ譲渡、貸与できないものとします。

#### 第6条（契約情報等の提供および利用への同意）

契約者等は、当社がしつけ・健康相談を提供するため、保険契約に関する情報（契約者住所、氏名、電話番号、証券番号、家庭動物の情報等）を提携会社に対して提供することに同意するものとします。

#### 第7条（利用料金）

当社は、契約者等に対ししつけ・健康相談を無料で提供するものとしますが、当社からのアドバイス等により契約者等の判断で実施したしつけ・健康維持等に関する各種の費用は、すべて契約者等の負担となります。

#### 第8条（しつけ・健康相談の中止・終了・変更）

- （1）当社は、契約者等に事前に通知することなくしつけ・健康相談の提供を中止もしくは終了、または内容の変更ができるものとし、契約者等はこれを承諾するものとします。
- （2）しつけ・健康相談は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

#### 第9条（合意管轄）

本規約もしくはしつけ・健康相談についての紛争については、東京地方裁判所をもって合意管轄裁判所とします。